



長居検査員。おはようございます。
『密度管理等における品質管理のポイント』について、
これから、紹介していただきたいのですが？



わかりました。若井検査員もご承知だと思いますが、
不適合工事のうち、毎年多くの割合を占めるのが、
『道路・河川工事等における“現場密度”管理回数不足』
による不適合工事ですよね。



工事検査課のホームページに掲載している
平成23年度からの「不適合工事一覧表」のとおり、
毎年、「“現場密度”等試験回数不足による不適合」が
発生しており、一向に解消されませんね。



そこで、『“密度管理”等の試験回数不足解消への対応事例』
を紹介したいと思います。
ある工事の検査時に、施工計画書の“品質管理”欄に、
試験基準のほか、“試験対象数量や試験回数”も記載し、
適正に、品質管理していた事例がありました。



すみません。それって、土木部 技術管理課（平成30年3月）発行の
“施工計画書作成の手引き（土木工事編）”に、記載されているので、
土木部の受・発注者は、既に分かっているはずですが？
しかし、最近の不適合工事でも、施工計画書に
『現場密度試験を3回実施』と記載しながら、実施回数は、
『2回』や『1回』しか行っていない不適合工事もありますが・・・。



すみません。肝心なことを言い忘れてました。
“試験対象数量及び試験回数”の記載は、手引きのとおりですが、
その他に、『“試験予定位置（測点・層数等）”欄』を追加し、
記載していた。』ことです。



なるほど。
具体的に、『“現場密度”試験予定位置を記載』していれば、
試験回数不足等による不適合は、解消されますね？



施工計画書に対する認識が変わらなければ、解消されません。
施工計画書は、『監督員に提出することが目的ではなく、
現場代理人のほか、作業員も日常的に現場で確認し、
受注者の意図を把握・確認するため』の施工計画書ですからね。



自分が思うに、受注者が、施工計画書作成にあたって、
現場代理人自ら、全てパソコン入力し、作成しているのではなく、
過去の施工計画書の“コピーを繰り返して作成している”ため、
試験基準等を、『正しく理解していないのでは？』と疑ってます。



更に、現場代理人が作成した施工計画書を、社内検査員の審査を受けずに、『監督員に直接提出している』と思われることもあります。



社内検査員が、“施工計画書を審査していない”ということは、当該工事の“試験対象数量や試験回数”等を確認しないまま、社内検査を実施している可能性もありますね。



すみません。話が少し逸れましたが、『密度管理等の試験回数不足解消への対応事例』として、施工計画書における“品質管理”の記載例を紹介していただけませんか？



分かりました。
それでは、施工管理計画のうち『(2) 品質管理』の抜粋等事例ですが、別添資料のとおり、数工種の作成事例を紹介します。



ありがとうございます。技術管理課発行の「施工計画書作成の手引き」のとおり、“試験対象数量や試験回数”記載のほかに、『試験予定位置（測点・位置等）』も記載されていますね。監督員や現場代理人も、現場の進捗状況によって、密度試験等の実施時期をチェックできますよね。



監督員や現場代理人だけでなく、社内検査員も、共通仕様書の土木工事編Ⅰに、『工事全般にわたり社内検査を行うこと』と明記されているので、当然、施工計画書の内容を把握していなければなりませんね。



9/12配信のNo.45から本日のNo.48までの4回にわたって、『一般土木工事に係る品質管理のポイント』を紹介しましたが、次回から、2回にわたって『建築・設備に関するポイント』について、紹介する予定です。

●本日のポイント

施工計画書の作成方法については、土木部 技術管理課（平成30年3月）発行の“施工計画書作成の手引き（土木工事編）”があります。

なお、“手引き”どおりの作成に拘らず、別添資料を参考にするなど、“現場密度”等試験回数不足解消のため、現場代理人だけでなく、社内検査員や監督員ともに、お互いにコミュニケーションを図りながら、工夫してみても如何でしょうか。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ガ)検査員



：若井(カ)検査員